青森県新型インフルエンザ対策

県民生活安定行動計画骨子案の概要

1 策定の趣旨

県民生活安定行動計画は、青森県新型インフルエンザ対策基本戦略を踏まえ、行政、企業、関係団体、県民などの各主体が、新型インフルエンザ発生に伴う社会機能の低下をできるだけ抑え、県民が生活できる必要最小限の機能を確保するために講じる対策の基本的な対応方針を示すために策定するものである。

2 発生段階ごとの主要な対策

この行動計画には、原則として、発生段階ごとに、各主体が講じる4つの分野における主な対策を定める。

| 発生段階 | 未発生期、海外発生期、国内発生期、県内感染拡大期 県内まん延・回復期、小康期 の6段階 | |
|-------|--|--|
| 主体 | 県、市町村、社会機能維持事業者、一般事業者・団体・施 設等、県民 | |
| 対策の区分 | 危機管理体制、感染予防・感染拡大防止、情報提供・共有、 社会機能の維持(食料品・生活物資の確保、ライフライン の確保、生活環境等の確保、産業経済活動の維持) | |

別添資料である「発生段階別、主体別対策表」には、対策推進本部に設置されているワーキンググループで検討した対策等、現段階で想定される対策の一部を掲載している。

市町村、社会機能維持事業者、一般事業者・団体・施設等、県民が講じる対策については、今後、関係団体等との協議や県民の意見等を踏まえながらより適切な対策として取りまとめていく。

青森県 新型インフルエンザ対策県民生活安定行動計画 骨子案

平成21年3月

目 次

- 1 計画策定の趣旨
- 2 県内における流行規模の想定
- 3 発生段階ごとの感染等の状況
- 4 発生段階ごとの主要な対策

青森県新型インフルエンザ対策県民生活安定行動計画(骨子案)

1 計画策定の趣旨

新型インフルエンザが発生し、世界的大流行が起きた場合、その影響は健康被害に留まらず、社会・経済機能の破綻にも及ぶことが危惧される。

このため、新型インフルエンザ対策は、医療体制の確保に加え、社会・経済機能の維持の面からも講じられる必要がある。

この県民生活安定行動計画は、青森県新型インフルエンザ対策基本戦略を 踏まえながら、新型インフルエンザの発生前後における対策のうち、医療対 応を除く、生活できる必要最小限の機能を確保するために講じられる行政、 民間、県民などの対策の基本的な対応方針を示すために策定するものである。

なお、医療体制の確保に係る対策については、別途「青森県新型インフルエンザ対策医療確保行動計画」を策定するものである。

2 県内における流行規模の想定

この行動計画では、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」(平成21年 2月改訂版)を踏まえ、流行規模を次の通り想定する。

| | 区 分 | 最小値 | 中間値 | 最大値 |
|---|-------|----------|----------|----------|
| 医療機関受診患者数 | | 155, 025 | 198, 477 | 288, 125 |
| 内訳 | 外来患者数 | 151, 896 | 192, 044 | 279, 737 |
| | 入院患者数 | 2, 215 | 5, 105 | 6, 365 |
| | 死亡者数 | 914 | 1, 328 | 2, 023 |
| 従業員等の欠勤率 最大 40%(地域や業種等によっては 40%超欠勤する可能性あり。) | | | | |

3 発生段階ごとの感染等の状況

この行動計画における発生段階及び想定する各段階の感染等の状況は次の通りである。

(1) 未発生期(国計画の「未発生期」に該当)

海外において、鳥インフルエンザの人への感染が見られるが、人から人への感染は見られない、あるいは非常にまれに家族内等ごく限られた範囲内での感染が見られるにとどまる。新型インフルエンザの発生を防止するため、国内外で鳥インフルエンザ流行の封じ込めと人への感染防止に努めている状況。

(2) 海外発生期(国計画の「海外発生期」に該当)

海外において人から人への感染が認められ、新型インフルエンザの発生が確認された。海外発生から2~4週間程度で国内に到達することも想定し、水際での侵入防止の徹底に努めるとともに、国内発生に備え、各主体が自ら策定した計画等を実行に移すための諸準備に取り掛かっている状況。

- (3) 国内発生期(国計画の「国内発生早期」の前半部に該当) 国内(首都圏)で新型インフルエンザの発生が確認された。2週間程度 で県内に到達することも想定し、県内発生に備え、各主体が自ら策定した 計画等を実行に移している状況。
- (4) 県内感染拡大期(国計画の「国内発生早期」の後半部から「感染拡大期」 に該当)

県内の一部の地域で新型インフルエンザの発生が確認され、感染の拡大が予想される状況。

- (5) 県内まん延・回復期(国計画の「まん延期・回復期」に該当) 県内全域において感染が見られ、感染者がピークに達し、その後減少に 向かっている状況。
- (6) 小康期(国計画の「小康期」に該当) 感染者が低い水準でとどまっている状況。

4 発生段階ごとの主要な対策

この行動計画には、県、市町村、社会機能維持事業者(事業の維持に直接 関わりのある取引先含む)、一般事業者・団体・施設等及び県民のそれぞれの 主要な対策について、その基本的な対応方針を発生段階ごとに示す。

また、対策の区分を、危機管理体制、感染予防・感染拡大防止、情報提供・ 共有、社会機能の維持の4つに分ける。

さらに、社会機能の維持については、食料品・生活物資の確保、ライフラインの確保、生活環境等の確保、産業経済活動の維持の4つに区分する。 市町村、事業者等が講じる対策については、平成21年度に随時関係団体 と協議を行いながら取りまとめていくものである。

<この骨子案においては、別添の表に各主体の対策の一部を示す。>